

銀行の事前審査のコスト

—Stiglitz and Weiss(1981, AER)の再考察—

東北学院大学 石田裕貴

近年、リレーションシップ・バンキングへの関心が高まっている。リレーションシップ・バンキングとは、銀行と借手企業との間で築かれる長期的で親密な融資取引関係のことであり、とりわけ情報の非対称性が大きいと考えられる中小企業との関係にその機能がより発揮されよう。その際、銀行はどの企業との間でリレーションシップを形成していくかについての最初の段階でその企業の信用リスクなどを審査するはずであり、ここで事前審査に焦点を当てた銀行行動を理論的に再考察することは意義のあることだと思われる。

本論文は、Stiglitz and Weiss(1981, AER. 以後 SW)の信用割当のモデルを基にして、informative であるが不完全な事前審査を行う銀行の貸出行動を理論的に分析している。SW の中心的な仮定である投資収益の平均保存的拡散の下では、銀行は事前審査をして企業のリスクを判定し、そのリスクに合った貸出利子率を課すことが審査コストを回収する上で銀行にとって望ましい行動になる。

審査が不完全である場合、審査が完全である場合と異なりリスクの高い企業も融資に申し込む誘因がある。したがって、銀行はすべての企業を一括して取り扱う。このとき銀行は事前審査を行わず、すべての企業に同一の貸出契約をオファーする場合（SW の信用割当）か、事前審査を行ってその結果に応じて別々の貸出契約をオファーするかの選択をする。同一の契約を提供するとき、リスクの低い企業の収益に合わせて銀行は貸出利子率が低く抑える。一方、異なる契約をオファーするとき、それぞれのリスクに合わせた貸出利子率が設定可能で、すなわち低（高）リスクと判定したタイプには低（高）い利子率を設定する。リスクの低い借手が高リスクの借手であると間違っ判定された場合にだけ、その借手が貸出市場から退出する。銀行が事前審査を実施するかどうかは、高リスクの借手からの収益の増加分と低リスクの借手の退出による収益の減少分、及び審査コストの大小関係によって決定される。ここで重要なことは、高リスクと判定した借手に対して、実際にそのリスクに合った高い貸出利子率が設定可能でなければならないということである。それによって、銀行は審査コストを回収し事前審査をする誘因が与えられる。

また、審査コストの負担に関して、融資の申込手数料として借手企業から徴収することも考えられよう。その際、銀行は借手のタイプに応じて申込手数料を設計できるなら、事前審査をすることなく借手のタイプを自己選択できる。これは担保による自己選択メカニズムの応用である。しかし、投資が失敗したときに限り失われる担保と違い、申込手数料は常に支払われるのでこのようなメカニズムは働かない。